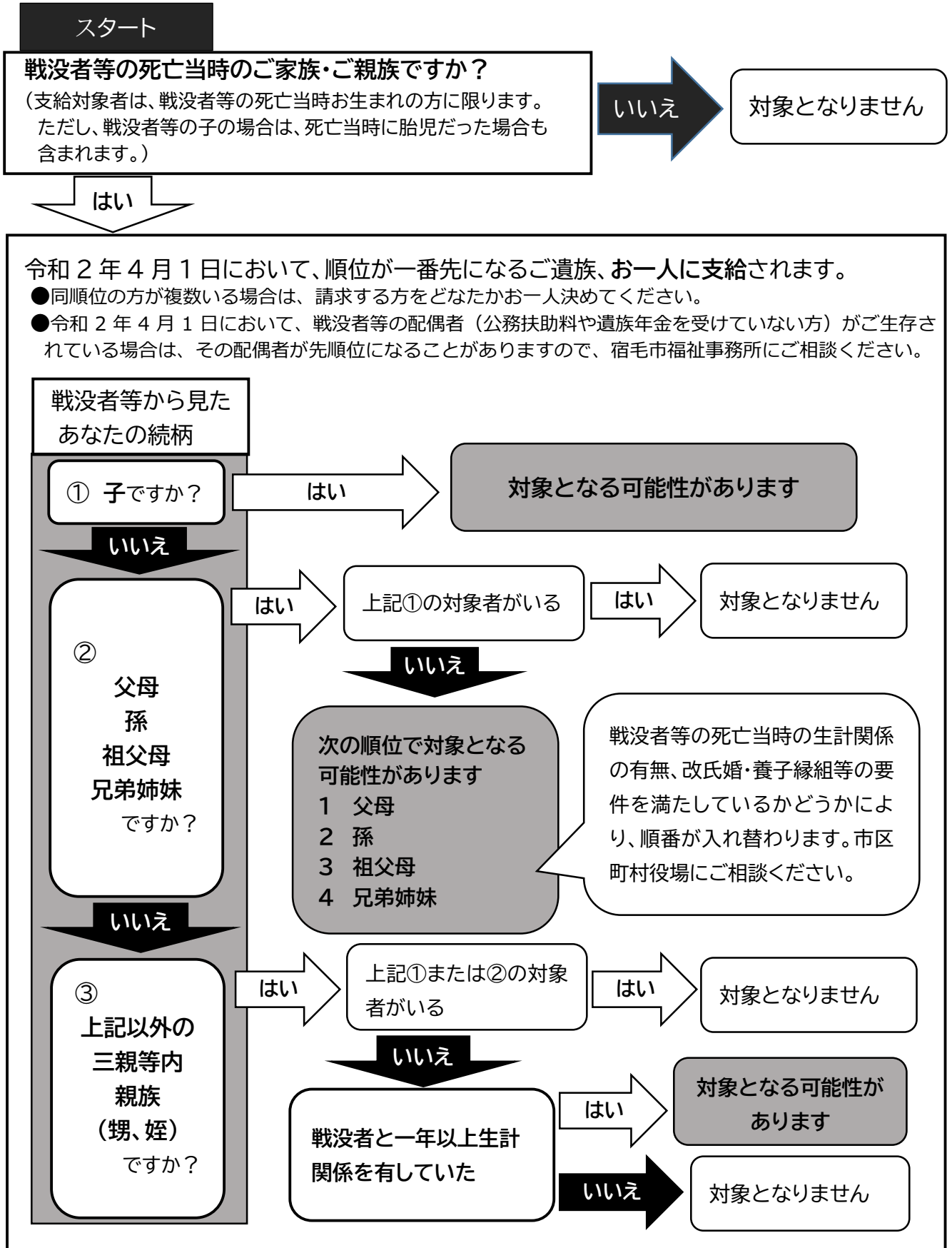


特別弔慰金の支給対象者早見表

◆早見表の見方◆

早見表の質問に該当する場合は「はい」の矢印、しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。支給対象となる可能性のある方は、宿毛市福祉事務所にご相談ください。



※この早見表は一般的な場合を想定しています。例えば戦傷病者戦没遺族等援護法による弔慰金の受給者ご本人は、この早見表によらない場合もありますので、宿毛市福祉事務所にご相談ください。